

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）

(別紙様式1)

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）

(別紙様式1)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額
東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル施工法検討業務 R2.4.1～R3.2.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年5月15日	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010401047320	会計法29-3-4 理由は別紙2-1のとおり (簡易公募プロポーザル)	26,091,824	112,530,000
東京港国際海上コンテナターミナル整備事業他環境影響評価検討業務 R2.4.1～R3.2.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年5月15日	三洋テクノマリン株式会社 東京都中央区日本橋堀留町1丁目3番17号	2010001044539	会計法29-3-4 理由は別紙2-2のとおり (簡易公募プロポーザル)	33,037,045	33,000,000
令和2年6月分 該当無し							
東京港国際海上コンテナターミナル整備効果検討業務 R2.7.30～R3.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-26	令和2年7月30日	中央復権コンサルタンツ株式会社東京本社 東京都千代田区麹町2丁目10番地13	3120001056860	会計法29-3-4 理由は別紙2-3のとおり (簡易公募プロポーザル)	17,150,040	16,995,000
令和2年8月分 該当無し							
東京港中央防波堤外側地区岸壁（-16m）(耐震) 詳細設計等業務（その2） R2.9.7～R3.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-26	令和2年9月7日	株式会社エコー 東京都台東区北上野二丁目6番地4号	2010501016723	会計法29-3-4 理由は別紙2-4のとおり (簡易公募プロポーザル)	29,673,341	27,940,000
東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務 R2.10.1～R3.3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-26	令和2年10月1日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1	1020005009686	会計法29-3-4 理由は別紙2-5のとおり (簡易公募プロポーザル)	10,046,397	10,021,000
令和2年11月分 該当無し							

令和2年度

東京港湾事務所

隨 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル施工法検討業務

本件は、下記の理由により（一財）港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

記

本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル（Y3）について、別添図に示す構造（岸壁本体はジャケット構造、既設護岸は二重鋼管矢板構造）における施工方法等の検討を行うものである。また、本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

本業務で検討する施工箇所は隣接岸壁が供用する中での施工となるため、施工検討に当たっては、隣接岸壁に入出港する船舶に与える影響、作業船の退避方法、或いは隣接岸壁に影響を与えない近接施工、第一航路の航行船舶等を考慮した検討が必要となること、また、羽田空港の空域制限も施工に関連することから、受注者には幅広く高度な港湾・空港工事に関する総合的かつ最新の知見が必要である。

そのため簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、特定テーマ「隣接岸壁が供用する中での施工における留意点について」について技術提案を求めた。

提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った（一財）港湾空港総合技術センターを特定した。本業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く専門的な知識と豊富な経験を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、（一財）港湾空港総合技術センターと随意契約をするものである。

令和2年度

東京港湾事務所

隨 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港国際海上コンテナターミナル整備事業他環境影響評価検討業務

本件は、下記の理由により三洋テクノマリン株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港国際海上コンテナターミナル(Y3)の環境影響評価及び事後調査計画についての変更、東京港国際海上コンテナターミナル(Y2)及び東京港臨港道路南北線の環境影響評価書における予測・評価について、事後調査計画書に基づく事後調査結果との比較検討を行うものである。また、東京港臨港道路南北線の供用後の交通状況を把握するため交通現況調査を行うものである。また、本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

本業務は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、廃棄物、環境保全措置の実施状況等の多岐に渡る分野の検討を行い、当該事業の実施によって周辺地域に与える環境影響について、環境影響評価書の予測評価と比較し、影響の程度を検証するものである。環境影響の比較検証については、事業背景及び事業特性を理解し、港湾物流、各種環境基準及び東京都環境影響評価条例はもとより、環境保全対策等の多岐に渡る環境分野に精通していなければならない。

環境影響評価書作成時には計画されていなかった周辺地域の開発や調査地点におけるバックグラウンドの特色を踏まえ、本事業の環境影響を客観的に評価する必要があることから、複数にまたがる分野の知識を有し、環境影響を把握する高度な技術が必須である。

そのため簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、特定テーマ「環境影響評価書及び事後調査報告書における予測及び評価の検証において留意すべき事項」について技術提案を求めた。

提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った三洋テクノマリン株式会社を特定した。本業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く専門的な知識と豊富な経験を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、三洋テクノマリン株式会社と随意契約をするものである。

令和2年度

東京港湾事務所

隨 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港国際海上コンテナターミナル整備効果検討業務

本件は、下記の理由により中央復建コンサルタント（株）と随意契約致したい。

記

本業務は、国土交通省の定める事業評価の手法に基づき、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル（Y2, Y3, 東京港臨港道路南北線）の整備事業について、その整備効果を分析・再評価するものである。

業務では、東京港における将来コンテナ取扱量や交通量の推計等にかかる様々な情報の収集や社会経済状況の分析、予測をしながら行い、それを基に費用便益算出や整備効果分析を行うことが必要となるため、事業評価にかかる情報収集やその分析の能力等、広範な分野にわたる高度な知識、経験、技術力が業務遂行には必須である。

よって、本業務は、高度かつ専門的な知識と技術力が必要であること、また技術提案を求めて業務の仕様に取り込むことで優れた結果を期待できると思料されることから、プロポーザル方式の採用が適切であると考え、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「将来のコンテナ貨物量と東京港臨海部における交通量の推計に際しての留意事項」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った中央復建コンサルタント（株）を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、中央復建コンサルタント（株）と随意契約をするものである。

令和2年度

東京港湾事務所

隨意契約理由書

(件名) 東京港中央防波堤外側地区岸壁（-16m）（耐震）詳細設計等業務（その2）

本件は、下記の理由により（株）エコーと随意契約致したい。

記

本業務は、東京港中央防波堤外側地区岸壁（-16m）（耐震）に関して、岸壁の詳細設計及び杭の鉛直載荷試験計画の検討を行うものである。

本業務は、国内で前例のない低頭式ガントリークレーンを前提とした大水深ジャケット式構造岸壁の詳細設計となるため、港湾の技術上の基準やジャケット工法設計に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。また、載荷試験計画の検討においては有識者へのヒアリングが必要となり、施設の規模や岸壁の利用形態など様々な港湾に関する知見に加えて、杭の鉛直載荷試験に関する専門的かつ最新の知見を有していることが必要である。

よって、本業務は、高度かつ専門的な知識と技術力が必要であること、また技術提案を求めて業務の仕様に取り込むことで優れた結果を期待できると思料されることから、プロポーザル方式の採用が適切であると考え、簡易公募型プロポーザル方式により、ジャケット工法設計に関する総合的かつ最新の知見を有する者から、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「詳細構造検討時における、施工精度（先行杭打設、ジャケット製作、ジャケット吊り時の撓み等）を踏まえた設計上の配慮事項について」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った（株）エコーを特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について審査を行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、（株）エコーと随意契約をするものである。

令和2年度

東京港湾事務所

隨 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港中央防波堤外側地区  
国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。

本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「航路近傍及び供用中の岸壁近傍で実施する場合の工事における、航行安全上の着眼点について」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、「航行安全管理体制および警戒業務管理体制の確立」「工事安全協議会における航行安全対策業務実施体制の確立」等、優れた技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について審査を行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約をするものである。

(別紙様式2)

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）

(別紙様式3)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考
東京港湾事務所車両管理業務一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年4月1日	三陽自動車株式会社 東京都江東区深川2-6-11	-	一般競争入札	12,097,503	738,980	61.0%	単価契約予定調達総額 金額は消費税込 ¥8,867,760
東京港「江戸」運航一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年4月1日	ボルテック株式会社 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札	92,111	91,850	99.7%	単価契約予定調達総額 金額は消費税込 ¥21,634,043
東京港湾事務所貸切バス運行業務一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年4月1日	株式会社豊自動車交通 東京都江戸川区鹿骨2-28-7	3011702012196	一般競争入札	1,824,240	1,419,000	77.7%	
東京港湾事務所廈清掃	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年4月1日	株式会社オシロード 埼玉県上尾市大字向山31番地10	7030001041265	一般競争入札	1,677,459	1,565,784	93.3%	
東京港直轄施工管理用カメラ借上及び保守	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年4月1日	環境計測株式会社 東京都北区志茂4-1-8	-	一般競争入札	2,735,040	2,182,400	79.7%	
令和2年5月分 該当無し									
令和2年6月分 該当無し									
令和2年7月分 該当無し									
令和2年8月分 該当無し									
令和2年9月分 該当無し									
令和2年10月分 該当無し									
令和2年11月分 該当無し									
東京港湾事務所電話交換機他購入	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年12月9日	電通工業株式会社 東京都品川区東大井5-11-2	7010401018749	一般競争入札	4,137,320	2,130,920	51.5%	

## 公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

(別紙様式4)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
土地使用料（10号地その2地区）（その1）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	16,406,720	16,406,720	100.0%		
土地使用料（10号地その2地区）（その2）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	22,777,920	22,777,920	100.0%		
土地使用料（中央防波堤内側）（その1）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	21,787,920	21,787,920	100.0%		
土地使用料（東京港臨港道路南北線用地借上）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年4月1日	東京港埠頭(株) 東京都江東区青海2-4-24	3010601034839	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-1のとおり	32,715,963	32,715,936	100.0%		
東京港湾業務艇桟橋使用料一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年4月1日	新木場二丁目地区建設業協議会 東京都江東区新木場2-3-1	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-2のとおり	2,236,556	2,236,556	100.0%		
令和2年5月分 該当無し										
土地使用料（10号地その2地区）（その4）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年6月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	8,203,360	8,203,360	100.0%		
土地使用料（10号地その2地区）（その5）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年6月30日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	8,014,600	8,014,600	100.0%		

目的外使用料（木更津港富津地区）（その2）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年7月1日	木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝渕3-13-34	4000020120006	予決令第99条第16号	4,425,450	4,425,450	100.0%		
土地使用料（10号地その2地区）（その6）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年7月31日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	7,975,000	7,975,000	100.0%		
土地使用料（10号地その2地区）（その8）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年8月31日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	8,074,880	8,074,880	100.0%		
目的外使用料（木更津港富津地区）（その3）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年9月23日	木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝渕3-13-34	4000020120006	予決令第99条第16号	2,950,300	2,950,300	100.0%		
土地使用料（10号地その2地区）（その9）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年9月29日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	7,975,000	8,074,880	100.0%		
土地使用料（中防内側地区）（その9）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年10月30日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	3,112,560	3,112,560	100.0%		
土地使用料（中防内側地区）（その10）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年10月30日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	1,106,916	1,106,916	100.0%		
土地使用料（10号地その2地区）（その12）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年11月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	8,831,240	8,831,240	100.0%		
土地使用料（東京港臨港道路南北線用地借上）（その2）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年11月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-3のとおり	14,572,766	14,572,766	100.0%		
目的外使用料（木更津港富津地区）（その4）一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年11月30日	木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝渕3-13-34	4000020120006	予決令第99条第16号	1,360,450	1,360,450	100.0%		

## 令和2年度

東京港湾

### 随意契約理由書

(件名) 土地使用料（東京港臨港道路南北線用地借上）

本件は、下記の理由により、東京港埠頭株式会社と随意契約致したい。

#### 記

本業務は、東京港10号地その2ふ頭において実施中の東京港臨港道路南北線整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の工事を施工するには、起業地に隣接する作業ヤードが必要であることから、隣接地の所有者である東京港埠頭株式会社の合意を得て、平成28年度から作業ヤードとして土地を借上しているものである。

本年度も継続して東京港埠頭株式会社の所有地を作業ヤードとして借上げる必要がある。

よって、会計法第29条の3第4項により、東京港埠頭株式会社と随意契約することとする。

令和 2 年 度

東 京 港 湾

隨 意 契 約 理 由 書

( 件 名 ) 東京港港湾業務艇桟橋使用料

本件は、下記理由により新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約致したい。

記

本件は、当事務所が所有する港湾業務艇「江戸」を係船するため新木場二丁目地区建設業協議会所有の桟橋を使用し、その料金を支払うものである。

当該港湾業務艇を係船できる施設を探した結果、近隣においては新木場二丁目地区建設業協議会所有の桟橋以外に使用可能な施設がなかった。

よって会計法第29条の3第4項の規定により、新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約をするものである。

## 令和2年度

東京港湾

### 随意契約理由書

#### (件名) 土地使用料（東京港臨港道路南北線用地借上）（その2）

本件は、下記の理由により、東京港埠頭株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港10号地その2ふ頭において実施中の東京港臨港道路南北線整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

土地使用料（東京港臨港道路南北線用地借上）で契約した土地を返納するにあたり、土地賃貸借契約書第4条より原状回復義務がある。

原状回復を行うためには現契約中の隣接地で作業を行う必要があることから、東京港埠頭株式会社の所有地を作業ヤードとして借上げる必要がある。

よって、会計法第29条の3第4項により、東京港埠頭株式会社と随意契約することとする。